慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	1920年代の足尾鉱毒事件：待矢場両堰普通水利組合の渡良瀬川水源調査
Sub Title	Ashia mining pollution case in the 1920s
Author	小松, 隆二
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1991
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.84, No.1 (1991. 4) ,p.196- 201
JaLC DOI	10.14991/001.19910401-0196
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19910401-0196

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」84巻1号（1991年4月）

資料

1920年代の足尾鉱毒事件

——待矢場両堰普通水利組合の渡良瀬川水源調査——

小松隆二

1. はじめに

——田中正造没後の反鉱毒闘争
および最近の動向——

1

近年，公害・環境破壊に関して一方でその多様化，他方でその全般化が言われる。それは，予想を超える地球規模，さらには宇宙規模の深刻な公害・環境破壊の発生が現実化している状況，あるいは一般家庭とそこにおける生活まで環境汚染の発生源になっている状況なども受け止める厳しい認識に基づく主張であった。

公害・環境破壊とその問題の日常化が言われてすでに久しいが，その日常化とは，いうまでもなく上記のような公害・環境破壊発生の全般化という状況，とりわけなおも資本＝生産活動を最大の公害・環境破壊の発生源としつつも，生活者即加害者にもなりつつある状況に加えて，その認識・対応面での日常化，つまり一般市民が他人事としてではなく，自らの問題として認識せざるをえなくなっている状況の到来という意味での日常化をも含意するものであった。

それでいて，近年，日本における反公害政策，さらには環境政策の後退も指摘されている。たしかに1960年代から70年代にかけて，ジャーナリズムを中心に展開された広範な反公害キャンペーンや運動の高まりを背景に，環境庁の創設，さらには公害除去・環境保護に関する諸立法の制定，環境政策のあいつぐ実施が具体的に展開された。日本における公害の原点と言われる足尾鉱毒事件にしても，90年ぶりに足尾銅山（古河鉱業株式会社）が加害を認め，まず群馬県太田市毛里田地区の農民による渡良瀬川鉱毒根絶毛里田期成同盟会と和解に応じたのも，この時期の結実であった。ところが，1980年代以降は，ふたたび資本＝生産活動との調和を優先する政策姿勢が国の環境行政の基本であるかのように表面に浮き出るようになってきた。

そのような後退する政策姿勢を象徴するように，一昨年（1989年）来，一見小さく見えそうで，実は重要な問題として，足尾鉱毒事件の解決に後半生を捧げた田中正造の生家保存の問題が浮き彫りにされてきた。

この問題は，自動車の増加・道路の混雑といった都市化・工業化に合わせた道路（県道）拡幅を優先する政策の犠牲として，反公害運動の象徴といってよい田中の生家を，部分的であれ，文化財としての価値を失わせるほどに削減・移築するというものである。その点で，文化財・史跡の保全と環境保全が一つになった重大な問題を含んでいる。しかも，そのような文化財と環境保全への挑戦が自治体，それも公害の原点である足尾鉱毒事件の発生源をかかえ，かつそれによる被害ももっとも深刻に受けてきた栃木県と佐野市の手でなされようとしているところに，この問題をいっそう不幸で残念なものにしている。ナショナル・トラスト運動の本家であるイギリスなどではまず考えられない自治体の対応がそこにはうかがえる。

まさに文化財や環境の保全に対して，あるいは経済・生産と文化・環境のいずれを重視するかといった選択にあたって自治体の基本姿勢が問われた問題であるが，にもかかわらず自治体が，文化・環境を優先し，生家を完全保存すべきであるとする声（田中正造の生家を守る市民の会など）に耳をかさず，むしろ重大な疑問の残る方法や資料をもとに形成された道路拡幅是認の声にのみ耳をかして，田中の生家の破壊・移築を急ぎ強行しようとする奇妙な図式が現出している。そこにも，全国的な反公害運動の低迷や環境政策の後退の動きを如実に反映する面を読み取ることができるであろう。

2

本年は田中正造生誕150年，またその田中が足尾鉱毒事件を第二帝国議会で初めて取りあげ，その存在を全国に知らしめてから100年にあたる年でもある。それだけに，これを機に田中の生家問題や旧谷中村問題をはじめとする現地における状況や動向を見守るとともに，足尾銅山に淵源を発する鉱毒が根絶されたのではなく，今も生き続けていることを考えると，その過去にも遡って足尾鉱毒事件とその運動を再点検する必要もでている。

そうはいっても，ただちには足尾鉱毒事件や田中の全面的再点検を行うことは不可能であり，現在私にできることはその第一歩として部分的なものであれ，これまで公けにされることのなかった資料の紹介や問題の提起を試みる程度のことである。そこで，足尾鉱毒事件の歴史でももっとも解明の遅れている時期や対象が，田中の逝去もあって，運動も華やかさを失う第一次世界大戦以降の時代であることを考え，本稿では大正末以降の動きについて取りあげることにする。具体的には第二次世界大戦前のみか，さらには戦後も，一時期を除けばほぼ一貫して反鉱毒運動に積極的に関わってきた待矢場両堰普通水利組合に関する資料を通して，その時代の空白を少しでも埋める努力をしてみることである。

渡良瀬川沿岸の農民は，農業を継続する以上同川から灌漑用水を確保せざるをえないが，その取水を可能にするのが待矢場の両堰であった。それだけに，両堰は足尾鉱毒事件との関連でもよく取りあげられてきた。またその両堰を管理し利用する水利組合は反公害活動・闘争の窓口でもあったので，その活動もしばしば取りあげられてきた。

同水利組合にかかわる基本資料としては，膨大な『待矢場両堰々史』（1922年，復刻版1979年）がある。ただ同書の刊行が1922年ということもあり，同年以降の時期に関しては，両堰およびその水利組合についてもあまり取りあげられることがなく，その実態も十分には解明されないできた。

しかるに，同水利組合は，反鉱毒の姿勢や活動を上記の『堰史』刊行の1922年以降も長く維持したのであり，実際に多方面の活動を繰り返してきた。

1922年以降の時期は，全国各地における小作争議の高まりという背景もあって，同水利組合の反鉱毒活動も活発化した時期として注目される。日常的な渡良瀬川の監視のほか，足尾の山々や水源，さらには当時煙害が大きな社会問題になっていた別子銅山や日立鉱山にも調査の目を向けて，多くの特別臨時調査委員を各々の地に派遣して実地調査にもあたった。後にその記録を報告書としてまとめて渡良瀬川における自らの運動にも参考にしたのである。

これらの動きからも，大正末以降にも，反鉱毒運動はかつてのような華やかさは失っているものの，同水利組合に関しては堅実で広角な視野，つまり日本の銅鉱山全体との関わりで足尾銅山と渡良瀬川の問題も受け止める視点で対応しようとしていたことがうかがえる。その際，時代状況も反映して，とりわけ調査面に力を注ぎ，それをもとに話し合いで解決するよう努めているのが注意を引く。あたかも田中正造が河川調査のさ中に生涯を終えたのを引き継ぐように，彼らは長く実地調査を絶やさなかったので

ある。このように待矢場両堰普通水利組合にあって中心になって活動を展開した太田市毛里田地区の農民が，第二次世界大戦後に至っても，その当初から今日に至るまで鉱毒根絶運動をもっとも積極的に，かつ辛抱強く継続することができたのは，まさにこのような戦前の姿勢や活動に基づく体験と蓄積が与かっていたことは疑いを入れないであろう。

2. 待矢場両堰普通水利組合臨時水源調査委員会「渡良瀬川水源調査概要報告書」(1925年9月5日)

1

本稿で紹介する資料は，1925(大正14)年9月5日に公表された待矢場両堰普通水利組合の臨時水源調査委員会による「渡良瀬川水源調査概要報告書」である。

もともと同水利組合は，資本主義生産の本格化にともなう公害問題の発生を確認するように田中が初めて帝国議会で鉱毒問題を取りあげた1891年以来，つまり水利土功会の時代以来，鉱毒の発生源である足尾銅山とその周辺に調査員を派遣して実態調査を繰り返していた。けっして大正末に至って初めて足尾の現地調査に踏み出したわけではなかった。さらにその後も，同水利組合は足尾銅山に調査員を派遣して，足尾の山々の煙害状況や水源の実態調査を繰り返している。

同水利組合によるそのような<足尾銅山実況調査>のうち，大正以降のものでは第一次世界大戦さ中の1916年11月の調査に関しては，その「報告書」(1917年2月)が，最新の動向まで含む初めての総合的な通史であり，また優れた研究書でもある東海林吉郎・菅井益郎著『通史足尾鉱毒事件』(新曜社，1984年)でも紹介されている(同書には，1920年代末，さらには1930年代以降の動きについても，三栗谷水利組合の活動などを通して言及されている)。本稿で紹介する報告書は，それらの研究書や先の『待矢場両堰々史』で取り上げられていない資料で，1925年9月公表の「渡良瀬川水源調査概要報告書」である。

実は同水利組合は同年にもう一つ「報告書」を発表しており，さらに引き続き1926年以降も，足尾の調査を継続している。

1925年の2つの「報告書」のうち，最初の「報告書」は，同年7月23，24日の大雨によって渡良瀬川が鉱毒を含んだ濁流に見舞われるが，その緊急事態に対する調査結果の報告であった。大雨被害から僅か数日後の7月31日の発表ということもあり，5ページの謄写刷りで，簡単な内容の「報告書」となっている。

これをもとに，さらに詳細に調査，分析の後まとめられたのが，9月5日公表の「渡良瀬川水源調査概要報告書」である。この報告は，最初は「渡良瀬川水源涵養問題私見概要」として私見発表者の氏名も発行者・発行所も記載されないまま，手書き謄写刷りで公けにされた。未定稿なり未承認という性格から無署名，かつ謄写刷りとなったものであろうが，これが9月に活字になるときには「渡良瀬川水源調査概要報告書」という標題になり，<待矢場両堰普通水理組合臨時水源調査委員会>から，同水利組合の管理者である<新田郡長>に宛てた公式文書に変わった。

そのように公式文書として提出せざるをえなかったのは，足尾の水源や渡良瀬川の鉱毒被害の状況が依然としてひどく，「四県一市八郡内数十万ヲ算スル関係地方民ノ生命財産ノ安危ニ関スル所謂死活問題ナルト共ニ国家的重大問題ナレバナリ」と，同水利組合が事態を深刻に受け止めたことによるものであろう。

なおこの謄写刷りの「私見概要」と活字印刷の「概要報告書」の間にはまったくといってよいほど，内容的な訂正・修正はない。修正があるのは僅かに言い回し程度である(たとえば三(1)(ロ)「及ホス」→「及ス」，四「非ス」→「非ズ」など)。それを考慮すると，前者「私見概要」の「私見」の意味は，単なる個人による見解を意味するのではなく，当初から調査委員会全員の意見では

あったものの，その段階では未だに水利組合全体の公式の承認を得ていなかったための表記とみてよいように思う。

以下に「概要報告書」全文を紹介することにしよう。

2

渡良瀬川水源調査概要報告書

目　次

一，水量激減ノ原因
(1) 水源ノ涸渇
(2) 浸透水ノ増加
二，現在ノ状況
(1) 所謂煙毒
(イ) 噴煙含有鉱毒
(ロ) 鉱毒除害設備ノ不充分
(2) 鉱　毒
(イ) 沈澱池沪過池設備ノ不充分
(ロ) 泥土堆積場設備ノ不充分
(ハ) 下流耕地ノ土壌変質
三，善後措置
(1) 鉱業ノ取締
(イ) 精練作業ノ制限
(ロ) 収塵機使用上ノ監督
(ハ) 沈澱池沪過池ノ設備
(ニ) 泥土堆積場ノ設備
(ホ) 鉱業権者所有地ノ施設
(ヘ) 鉱業法ノ改正
(2) 治山治水
(イ) 国有林ノ砂防及荒廃復旧
(ロ) 砂防施設（内務省主管）
(ハ) 民有地ノ荒廃復旧
(ニ) 保安林ノ改善整理
(ホ) 渡良瀬川ノ改修
(3) 水源ノ補充
(イ) 中禅寺湖貯水作用
(ロ) 赤城湖其ノ他ノ貯水
(ハ) 渡良瀬川浸透水利用
(ニ) 大正用水事業ノ実現
四，結　論

一，水量激減ノ原因

(1) 水源ノ涸渇

足尾銅山ニ於ケル精練場ノ噴煙中ニ含有スル鉱毒ニ依リ水源地帯ノ林野ヲ荒廃セシメ為ニ水源涸渇シタルニ因ル

(2) 浸透水ノ増加

水源地帯ノ荒廃及鉱業上ニ於ケル泥土ノ処理不充分ノ為土砂ノ流出夥シク為ニ河底ノ埋没激甚ヲ極メ浸透水トナリテ逸失スル水量ノ著シク増大シタルニ因ル

二，現在ノ状況

(1) 所謂煙毒

(イ) 噴煙含有鉱毒

精練場噴煙中ニ含有スル鉱毒ハ最モ恐ルベク所謂山骨露レタル裸地二千五百町歩激害地五千百町歩中害地七千二百町歩微害地一万二千二百町歩合計二万七千町歩ニ其ノ鉱毒波及シ尚漸次浸潤拡大シテ林野ヲ荒廃ニ帰セシメツツアリト認ム

(ロ) 鉱毒除害設備ノ不充分

噴煙含有ノ鉱毒除害設備及其使用方法不充分ニシテ何等ノ実効ヲ認メ難シ即チ除害ノ歩合ハ日ニヨリ著シキ変化アルモノノ如ク僅ニ全量ノ二三割ヲ除毒シ得ルニ過キサルコトアリ又機械ニ故障ヲ生シタル趣ヲ以テ充分使用セサルコト屢々アルヲ目撃ス然ルニ此ノ鉱毒ハ僅々一日若ハ数時間ト雖其ノ及ブ処ノ草木ハ忽チ枯死シテ之レガ快復ニハ数十年ヲ経過スルモ尚且困難ナルノ実状ニ在リ

(2) 鉱　毒

(イ) 沈澱池沪過池設備ノ不充分

沈澱池沪過池ハ上屋ナク為ニ豪雨ノ際ハ多量ノ雨水之ニ混ジ各池共溢水汎濫シテ其ノ鉱毒ヲ流下ス

(ロ) 泥土堆積場設備ノ不充分

沈澱池沪過池ヨリ生スル泥土ノ堆積場ハ既ニ其ノ余地乏シク各所共殆ンド充満シ所謂山盛リノ状況ヲ呈シ豪雨毎ニ流出スルヲ免レス

(ハ) 下流耕地ノ土壌変質

前述ノ如ク大雨出水ノ場合ハ常ニ鉱毒即チ銅分硫酸分等ヲ混ジタル泥土ヲ流下シ之ガ耕地ニ浸潤シテ或ハ直接農作物ニ障害ヲ与ヘ或ハ土壌ヲ変質セシムル等其ノ影響重大ナルモノアリ明治三十七年法律第十六号ヲ以テ現ニ関係区域ノ地価ヲ低減シツツアルガ如キ誠ニ其ノ事実ヲ証明シタルモノト謂フベク亦本年七月中旬ノ出水ニ際シ試ミニ其ノ濁水ヲ採取分析シタル結果ニ徴スルモ尚現ニ鉱毒ノ流下シツツアルハ明カナリ本件ハ実ニ斯如治水及水利上ノ重大問題タルニ止マラズ耕地ノ土壌其ノ他ニ関シテモ亦重大ノ問題タリ

三，善後措置

(1) 鉱業ノ取締

(イ) 精練作業ノ制限

精練所ハ之ヲ渡良瀬川ノ水源及治水ニ関係ナキ場所ニ移転スルカ又ハ植物成育上ニ最モ重大ノ関係ヲ及ス春夏少クトモ六ケ月以上ハ絶対ニ之ガ精練作業ヲ禁止スルコト必要ナリ

(ロ) 収塵機使用上ノ監督

収塵機ハ故障ヲ生シ使用セサルルアルモ現在ニ於テハ鉱業権者ヨリ単ニ監督官庁ニ届出ズルニ止マリ此ノ場合ニ於ケル措置ハ凡テ鉱業権者ノ任意トナリ居レリ仮リニ前記(イ)後段ノ方法ヲ採ルモ尚且作業ノ制限停止其ノ他厳確ナル監督ヲ為スニ非サレバ其ノ効果覚束ナシ

(ハ) 沈澱池沪過池ノ設備

沈澱池沪過池ノ上屋ヲ建設シ雨水ト絶縁セシムルカ又ハ最大雨量ヲ標準トシテ沈澱池沪過池ヲ拡大シ雨水収容ノ余地ヲ存セシムルノ必要アリ

(ニ) 泥土堆積場ノ設備

沈澱池沪過池ヨリ生スル泥土ノ堆積場ヲ完備シテ其ノ流出ヲ防止スルノ必要アルハ独リ鉱毒除害ノ為ノミナラズ治水上亦緊要ナリ

(ホ) 鉱業権者所有地ノ施設

鉱業地附近ニ於ケル鉱業権者所有地ノ砂防及荒廃復旧施設ハ鉱業附帯ノ公害予防施設トシテ之ヲ鉱業権者ニ命シ若ハ官庁之ニ代リテ施設シ其ノ費用ヲ鉱業権者ニ負担セシムルノ方法ヲ講ズルノ必要アリ

(ヘ) 鉱業法ノ改正

鉱業ガ直接間接ニ他ニ重大ナル障害ヲ与フルノ事実アルハ言ヲ要セズ然レ共鉱業ハ鉱業法ノ規定ニ依リ官庁ノ許可ヲ得テ行フ事業ナルヲ以テ其ノ行為ガ民法ニ規定スル不法行為ト謂フ能ハスト信ス随テ現在ノ法制上鉱業権者ニ損害賠償ヲ為サシムルノ途非ラサルナリ又鉱業ガ国家的見地ヨリ大ニ保護ヲ加フヘキモノナリトスルモ其保護ノ為ニ負フヘキ犠牲ヲ関係地方民ノミニ負ハシムルノ理由毫モナシ殊ニ近来勃興シツツアル電気事業ノ保護乃至取締ト鉱業ノ夫トヲ比較セハ其ノ寛厳ニ著シキ差異アルヲ認メラル如斯鉱業法ハ何レノ点ヨリ観ルモ頗ル不合理ニシテ現代ノ社会観念ニ合致セス就中同法中ニ損害賠償ノ規定ヲ設クルガ如キハ誠ニ刻下ノ最大急務ナリト信スルモノナリ

(2) 治山治水

(イ) 国有林ノ砂防及荒廃復旧

国有林内ノ砂防及荒廃地復旧ハ農林省ノ主管ニ属スル趣ナルモ本件ハ単ニ営林上ノ問題タルニ止マラス実ニ重大ノ関係ヲ有スル治水及水利ノ問題タリ故ニ特別ノ計画ヲ樹テ徹底的ニ其ノ遂行ヲ期スルニ非サレハ充分ナル効果ヲ望ミ難シ

(ロ) 砂防施設（内務省主管）

渡良瀬川ノ河川状態ノ悪化ハ其ノ水源地方ニ於ケル砂防施設ノ不充分ナルニ基因ス之レ亦前述ノ如ク特別ノ計画ト徹底的遂行トヲ要望シテ止マサルモノナリ

(ハ) 民有地ノ荒廃復旧

民有地ノ荒廃復旧ハ国県ノ奨励事業ニ属スルモ本件ノ場合ハ最早奨励事業トシテ個々ノ所有者ニ之ガ遂行ヲ望ムモ到底目的ヲ達スル能ハス故ニ国又ハ県ニ於テ相当計画ヲ樹テ其ノ遂行ヲ望ムノ外ナシ

(ニ) 保安林ノ改善整理

民有保安林ノ編入ニ付テハ稍徹底セルモノノ如キモ由来保安林ハ原則トシテ消極的ニ伐採開墾等ノ制限禁止ヲ行ハムトスルモノナリ然ルニ該地方ハ他ト異リ彼ノ鉱毒ニ依リ既存ノ林木モ漸次枯死シツツアルノ状態ナルヲ以テ天然育成林ノ如キハ絶対ニ望ミ難シ故ニ之亦森林所有者ノ事業ニ委シ置クハ其ノ目的ヲ達スル所以ニ非サルヲ以テ水源涵養林ノ造成ニ付テハ特ニ国又ハ県ニ於テ相当企画経営ヲ望ムモノナリ

(ホ) 渡良瀬川改修

既ニ述ヘタル所ノ如ク本川ハ土砂ノ流出夥シク為ニ河底埋没セラレ就中平坦部ノ入口タル桐生市附近殊ニ甚ダシ之ヲ以テ既ニ両岸ノ耕地ハ洪水時ニ際シ一大脅威ヲ感ジツツアリ今ニシテ之ガ対策ヲ講スルニアラスンバ今後水害ノ恐ルヘキモノアルヲ信ス依テ此際少クトモ赤岩橋附近迄河川法ノ支川ニ認定シ同時ニ同地点迄河川改修ヲ企画遂行セラレムコトヲ望ムモノナリ

(3) 水源ノ補充

(イ) 中禅寺湖貯水引用

中禅寺湖ハ直近ノ男体山ノ噴火ニ原因シ形成セラレタル湖沼ナリト信ス随テ其ノ地質ノ不良ナルハ想像ニ難カラス故ニ同湖ノ水量ハ激変シ平水時ト渇水時トハ其ノ水位四五尺以上ノ差異ヲ生スル趣ナリ之ヲ以テ観ルモ貯水ノ困難ナルハ言ヲ俟タス殊ニ該湖水ノ下流ニハ三十有余ノ水利組合及著名ノ発電所等アリテ水利権ノ関係複雑ヲ極メ企画困難ナリト認ム

(ロ) 赤城湖其ノ他ノ貯水

由来貯水事業ハ頗ル困難ナルモノニシテ最良ナル地質地形其ノ他各種ノ要件ヲ具備スルニアラサレハ其ノ目的ヲ達スル能ハス近来電気事業者ガ冬季渇水時ノ電力補充設備トシテ貯水池計画ヲ攻究スルモノ多キモ其ノ実現少キハ其ノ事業ノ容易ナラサルヲ語ルモノト謂ヒ得ヘシ又往年長野堰普通水利組合ガ巨資ヲ投シテ為シタル榛名湖貯水施設ノ殆ンド失敗ニ帰シタルニ鑑ミルモ亦之ヲ知ルニ足ラム殊ニ完全ナル貯水池ヲ施設セムトセバ相当巨資ヲ要スヘク而カモ他ニ之カ利用ヲ兼ヌルモノアルニ非サレバ資本ト効用トノ比較採算上亦大ニ攻究ヲ要スベシ

(ハ) 渡良瀬川浸透水利用

多量ノ土砂流出ニ依ル河川敷ノ埋没荒廃ハ浸透水ノ増大ヲ来タシ或ハ多量ノ逸失水ヲ存スルニ非スヤト信セラル然レ共本件ハ専門家ノ調査ニ俟サレバ幾何ノ水量アリヤ又幾何ノ経費ヲ要スルヤ等研究ヲ要シ俄ニ可否ヲ断定スル能ハス

(ニ) 大正用水事業ノ実現

根本的ニ而カモ確実ニ補充水源ヲ得ントセバ所謂大正用水事業ノ実現ニ俟ツヲ最モ万全ノ策ナリト信ス大正用水事業ハ単ニ現在ノ水田ニ対スル水利ノ便ヲ得セシムルニ止マラス莫大ナル面積ニ渉リ開墾ヲ行ハントスルモノナルニヨリ国家的見地ヨリスルモ其ノ必要ナルハ既ニ論議ノ余地ナク之カ実行ハ只財源ヲ如何ニセンカノ点ニ存スルモノト謂フヘシ

四，結　論

要スルニ本件ハ鉱業ノ国家的価値ト其ノ及ホス障害ノ程度即チ国家的損失トヲ考量シテ根本感念ヲ定メ此ノ感念ヲ基礎トシテ善後ノ策ヲ考究スルニ非サレハ公平適切ナルヲ得ズト信ズ而シテ其ノ善後ノ対策ハ畢竟水利ノ充実ヲ図リ水害ノ予防ヲ行フノ二点ニ帰着シ仮令別途ニ補充水源ヲ得タリトスルモ将来ノ治水上足尾地方ノ荒廃ヲ現在ノ儘ニ委スルヲ得ズ即チ前各項記述ノ如ク各方面ニ亘リ此ノ際徹底的ニ計画ヲ樹立シ極力之ガ遂行ヲ期セサルベカラズ而カモ以上各項ノ施設ヲ遂行スルニ当リテハ夫々相当ノ経費ヲ要シ之ガ財源ニ付テハ特ニ一段ノ苦心ト研究トヲ要スベキハ勿論現下ノ経財界ニ鑑ミ之ガ実現ニハ

相当困難ヲ伴フベシ然レ共鉱業ニ基因スル直接間接ノ害毒ガ漸次浸潤拡大シツツアルノ状態ナルニ於テハ恰モ伝染病流行ニ際シ之ガ病毒ノ予防撲滅ニ努ムルガ如ク財源ノ如何ニ支配セラレテ止ムベキニ非ズ殊ニ四県一市八郡内数十万ヲ算スル関係地方民ノ生命財産ノ安危ニ関スル所謂死活問題ナルト共ニ国家的重大問題ナレバナリ

右調査ノ概要及報告候也

大正十四年九月五日

待矢場両堰普通水理組合
臨時水源調査委員会

待矢場両堰普通水理組合管理者
新田郡長殿

3. おわりに

以上に紹介した「渡良瀬川水源調査概要報告書」は，けっして大部のものではないが，時期的には1920年代という従来の研究における空白期に関する貴重な資料といってよい。また内容的に見れば，渡良瀬川の鉱毒問題に関して，足尾銅山の採掘や精錬活動から発する鉱毒が山々・林野を荒廃させ，水源を枯渇させるといった鉱毒発生の淵源の問題から，その解決策に至るまで広く視野に入れた総合的な認識に立つ報告書である。そのような時期的な，また内容的な特徴と意義を同報告に見ることができるであろう。

同報告は，まず松木川等の源流が埋没の危険性をはらんでいるなど，当時の足尾銅山周辺が鉱毒劇甚の状況にあること，その上で解決策として，(1)足尾銅山の精錬作業の6カ月以上の禁止を含む「鉱業ノ取締」，(2)主に国県の責任に関わる「治山治水ノ改正」，さらに(3)「水源ノ補充」の3点を，各々具体的な方策をもって提起している。そこでは，「国家的価値」と「国家的損失」の視点から，当時の鉱毒被害の状況が住民の「死活問題」であり，同時に「国家的重大問題」であるとの認識を持つ必要があること，さらに予防から問題の解決まで，徹底的な計画を樹立して対応する必要があることなどが訴えられている。

以上の資料からも，大正末以降も渡良瀬川沿岸の農民による反鉱毒活動は継続されたこと，その基礎として足尾銅山から排出される鉱毒がその時期にもけっして解消・解決したのではなかったこと，したがって農民の被害や不安・不満もけっして解消したのではなかったことが明確にうかがえるであろう。

このような大正末以降の反鉱毒運動の流れにおいて，きわだつ活動を展開したのが待矢場両堰普通水利組合とその農民であった。そのような農民による絶えざる対応・活動が存したことが，足尾銅山（古河鉱業株式会社）側にも，<鉱毒対策>への取組みの必要を忘れさせることがなかったし，鉱毒除去に少なからず効果をあげることにもつながった。その活動は，戦後逸早く活動を開始し，やがて先に触れたようにジャーナリズム中心に反公害キャンペーンが盛り上がっていた1974年に入って，鉱毒調停を通じて古河鉱業に不十分ながら加害とその責任を初めて認めさせることに成功した太田市毛里田地区農民の渡良瀬川鉱毒根絶毛里田期成同盟会の活動に引き継がれて今日に至る。しかし，そのような活動にもかかわらず，明治以来の鉱毒とその事件の残した痕跡が今日に至るもなお完全な解決を見ていないところに，本稿のような資料紹介の意味も存しているといわねばならないのである。

（経済学部教授）